



江蘇省 TSB- 上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 2009 年次報告書 2010年3月

目次

	江蘇省質量技術監督局副局長	006
	上海IPG グループ長 久永道夫	007
第]章·		009
	2009年度活動計画	009
	1)活動方針(骨子)	010
	2)活動イメージ	016
第2章·		019
20	009年度活動	019
1.	江蘇省TSBとの交流 ····································	021
	1)無錫における315消費者啓蒙活動の実施	021
	2) 知的財産権保護促進シンポジウム開催	022
	3)知識産権保護貢献部門2008 感謝式典	024
	4) 自動車·自動車部品WG - 江蘇省TSB 意見交換会 ····································	026
	5)中日(江蘇)知的財産権保護検討会(刑事移送交流会)	029
	6) 江蘇省 TSB- 上海 IPG 事務局交流	031
	7) 上海IPG幹事会-江蘇省TSB交流	035
2.7	フォーラムの影響力拡大に向けた取組	037
	1)浙江省自動車/オートバイ部品生産企業向け	037
	2) 江蘇省政府と日系進出企業の意見交換会	039
	3) 上海 IPG-安徽省 TSB 向け真贋識別セミナー開催	042
	4) 自動車·自動車部品WG - 南京市TSB玄武分局市場整頓活動 ·········	044
	5) 四川省TSB訪問 ······	046
	6)IIPPFミッションでの国家TSB向け報告	047
3.	成果物	048
	1) ポケットブック作成	048
	2) 被摘発業者リスト(ブラックリスト)の活用	·· 049
	3) 安全性関連ビデオの作成	050

第3章…		051
	フォーラム枠組みでの案件事例	051
	1. 某農薬企業による模倣品摘発案件	052
	2. ゼブラ株式会社による模倣品摘発案件	053
	3.江蘇省内での自動車・自動車部品 WG 摘発案件	053
第4章·	(057
	2009年度活動総括	057
付属資料	3	066
	江蘇省TSB―上海IPGブランド保護連携フォーラム 定款	066
	代理店等からの情報に基づく申立フォーマット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	068
	上海IPGご紹介 ····································	069

はじめに

2009年度、江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム(以下「フォーラム」という)では、当初目的である"市場経済秩序の確立"、"ブランドの保護"を念頭に、前年度に取り決めた達成目標に基づく諸活動を継続した。活動の遂行にあたっては、金融危機影響下におけるコスト削減要求やフォーラムへの注目度向上など周辺の各種要因を踏まえ、継続活動の改良や新たな活動の企画などに努めた。主な活動は以下のとおりであった。

【活動の全体テーマ】

2009年度に引き続き、「劣悪模倣品との決別」をテーマに掲げ、消費者や模倣業者が模倣品を買わない、作らない、売らない環境の構築を目的とした活動を実施した。

【中日指導者の認知度向上】

国際知的財産保護フォーラムによる国家質量監督検験検疫総局訪問、江蘇省人民政府-日系企業交流会等の場を利用して、省内外の指導者にフォーラムの2008年度の成果を報告するとともに、今後の活動推進に向けた要望等を提示した。一方、日本政府部門、企業に対しても同様の広報を行い、フォーラムの認知度向上に努めた。

【消費者等への啓蒙活動】

- 劣悪模倣品の危険性関連ビデオの制作-

2009年度は本ビデオの制作を完了した。2010年上期には、本ビデオの内容について、2009年の江蘇省TSB - 上海IPG間の検討結果に更に検討を加えた。消費者に分かり易いアニメーション形式を採用するとともに、内容面は、消費者による模倣品購入の予防のみならず、購入後の事後処理についても言及するものとした。

-無錫市での消費者啓蒙活動への参加-

消費者権益保護日(315)、知財保護ウィーク(4月)、質量月間(9月)などに行われるTSBの消費者保護イベントに、上海IPG会員企業が参加し、消費者に直接模倣品の品質問題、正規品の購入手段等を紹介する。

【模倣業者への打撃強化】

-代理店等からの情報に基づく摘発活動(新規)-

模倣品摘発における手続負担を軽減し、権利者からの情報提供を増加させ、模倣行為の抑止効果を高めることを目的として、簡易手続で江蘇省TSBに案件の申立が可能となる本活動を開始した。2009年は試行期間として、3件の案件を取扱い、既に2件について処罰を終えた(1件はTSBによる調査において、模倣品が発見されなかった)。

-中日(江蘇)知的財産権保護検討会の開催-

江蘇省知識産権局およびジェトロ上海センター主催の本シンポジウムに、江蘇省TSBが協力し、知的財産

権保護の側面における各種検討を行った。主に案件の価格認定、刑事移送基準に関わる法運用の実態について検討、協議した。

ーブラックリスト等活用ー

江蘇省TSBが、銀行からの融資取りつけや、工商局による年度検査における信用度評価への参考として、 上海IPGが2008年度に提供したブラックリストを省内の銀行に提供した。銀行での活用状況は、現時点で確認できていない。

-市場検査活動の実施-

南京市TSB玄武分局と上海IPG内の自動車メーカー4社が共同で、南京市内の大型汽配城に検査を実施した。同分局の市場整頓活動に当該4社が協力したものである。その結果、模倣品は発見されたものの、以後の市場管理に好影響を与えた。

【権利者情報提供等の促進】

ーポケットブックの作成ー

現場の執法人員の便宜を考慮し、上海IPG企業約60社の連絡先情報および商品の真贋識別手段を掲載したポケットブックを作成した。ポケットブックは、2010年以降、各地TSB職員に配布する予定となっている。

ーブラックリストの提供ー

2009年に引き続き、上海IPG企業より、江蘇省内の模倣品業者(過去に関連する法規に基づき行政摘発を受けた者)のブラックリストを提供した。今後は、上記のような銀行への提供に加え、再犯への重罰化など新たな活用方法を検討する予定である。

【他地域への交流拡大】

江蘇省TSBの協力のもと、安徽省TSB、四川省TSBとの交流活動を開始した。安徽省TSBとは、8月に真贋識別セミナーを開催し、四川省TSBとは、2010年初期に同セミナーを開催することで合意した。また、浙江省TSBは、従来からの交流に基づいて、上海IPGが提供したブラックリスト上の模倣業者に対する知的財産権啓発にかかるセミナーを開催した。

本報告書は、中日共同で、フォーラムの2009年度活動の概要を取りまとめたものである。活動計画、活動内容の紹介、案件事例および2009年度の活動総括の4部分から構成されており、2009年の活動内容と成果を総括し、今後に向けた課題の抽出、改善手段の検討を行ううえでの基礎資料とし、活動の充実・拡大を達成する目的で作成した。本報告書が本フォーラム活動の更なる発展、及び中国における知的財産権保護活動推進の一助となることを祈念する。

本報告書の作成にあたっては、江蘇省TSB及び上海IPG会員各位より、案件事例などに関する資料の 提供いただいた。ここにて厚くお礼を申し上げる。

江蘇省TSB局長挨拶

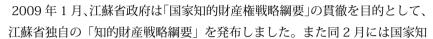
江蘇省質量技術監督局副局長



上海IPG代表挨拶

上海 IPG グループ長 久永道夫

江蘇省 TSB-上海 IPG ブランド保護連携フォーラム設立から、間もなく3年となります。我々上海 IPG と江蘇省質量技術監督局は、既に確固たるパートナーシップで結ばれ、当フォーラムの活動は江蘇省における知的財産権保護に大きな役割を果たしています。この活動の発展に寄与された全ての関係各位に心より御礼申し上げます。





識産権局との間で「知的財産権戦略模範省設立に関する協力協定」を締結し、国家政府も認める知的財産権に関する最先進地域となっています。「綱要」に掲げられた目標達成への一翼を担う質量技術監督局と上海 IPG との間で設立したブランド保護連携フォーラムの役割も、ますます重要となってきています。

2009 年、ブランド保護連携フォーラムでは昨年に引き続き「劣悪模倣品との決別」をテーマに様々な活動を実施し、多くの成果を上げています。模倣品の検査や摘発など権利保護活動を継続的に強化する一方、代理店やブラックリストの活用など、新たな枠組みも軌道に乗りつつあります。また、刑事移送をテーマとしたシンポジウムの開催など、法律の執行や手続きに関する理解深化と運用促進に寄与する活動も開始されました。さらに、消費者イベントへの参加や広報活動など、知的財産権を重視する社会環境づくりに役立つ活動も行われています。これらの活動とその成果は、中国国内の他の地域や国家政府、さらには日本国政府からも注目されるに至っています。

世界的な不況の中で唯一堅調な経済成長を続ける中国は、上海での世界万国博覧会の開催もあり、2010年も引き続き世界中から注目されることでしょう。

知的財産権が適切に保護される社会環境の実現に、企業と行政部門の積極的な連携・協力が不可欠であることは言うまでもありません。知的財産権に関する最先進地域である江蘇省で誕生したブランド保護連携フォーラムの活動が、中国全土に良い影響を及ぼし、将来にわたって中国の更なる経済発展と全世界の消費者保護に貢献することを期待し、結びとさせていただきます。

第1章 2009年度活動計画

1)活動方針(骨子)

江蘇省TSBと上海IPGは、2008年に制定した活動計画を踏まえ、2009年度の活動方針を継続的に議論し、両者の意識を共有した。方針の骨子は、次のとおりである。

(1) 活動テーマ: 劣悪模倣品からの決別(前年度継続)

模倣品の問題は、麻薬と同様、その周辺当事者が自ら決別の意思を持たなければ解決に至らないとの考えに基づき、昨年度に引き続き同テーマを設定した。テーマ設定の主眼は、消費者の保護にある。

(2) 達成目標:(前年度継続)

- ①江蘇省全体において、知的財産権を重視する雰囲気を形成する。
- ②周囲からのフォーラムへの理解を促進し、活動の活性化をはかる。
- ③周囲の模範となり得る活動を実施し、他地域に活動の幅を広げ、フォーラム活動の影響 力を高める。
- ::「劣悪模倣品からの決別」には、多方面における知財重視意欲の向上が必要と考えられたこと、およびフォーラム活動が、当初からモデル的な活動(スキーム)の構築および当該モデルの他地域への移転を目指していたことに鑑み、本目標を設定した。

なお、2009年度は特に以下の項目に力を入れて活動を進める。

新規スキームの構築:

金融危機の影響下、低コストに模倣品対策を実施するため、権利者申立から行政処罰までの手続きを簡易にするスキームを構築し、年度内に当該スキームを利用した摘発を実施する。

・各種素材の作成:

劣悪模倣品の危険性を訴求するビデオや権利者連絡先を記載したポケットブックの 作成など知的財産権保護に向けた活動に有用な素材を完成させる。

・従来活動の継続・発展:

情報交流や模倣品摘発などを継続して実施すると共に、交流地域の拡大など活動の 発展に努める。

(3) 活動の概要:

江蘇省TSBと上海IPGは、フォーラム結成3年目となる2009年度の活動概要について、従来の活動と上記達成目標を基礎に、複数回にわたる協議を行い、次ページのように設定することで合意に達した。

▲2009年度方針・実施項目

目標①「知財重視の雰囲気形成」



(4) 実施項目の詳細 各実施項目の進行手順と達成状況はそれぞれ以下の通りである。

実施項目	詳細	達成状況
劣悪模倣品の危険性関連ビデオの制作	劣悪模倣品の危険性に関する実態・事例を収集整理 し、危険性への認知を高め、模倣品との決別を促す ことを目的とするビデオの制作を行う。当該ビデオ は、メディアを通じた視聴者向け広報、消費者への 教育等への活用を想定。	完 成
江蘇省TSBと上海IPGとの意見交換	江蘇省TSBと上海IPGとの直接交流を通じた新規活動スキーム構築、模倣者への打撃強化をはかる。	事務局・幹事会との交流(随時)
上海IPG企業の江蘇省での消費者啓蒙 活動への参加	消費者権益保護日(315)、質量月間(9月)などに行われるTSBの消費者保護イベントに、上海IPG会員企業が参加し、消費者に直接模倣品の品質問題、正規品の購入手段等を紹介する。	09年3月15日 消費者啓蒙活動 (無錫で上海IPG企業 が参加)
上海IPG業界別WG毎との意見交換、ブラックリスト等活用 ポケットブックの作成 権利者情報提供等の継続	江蘇省TSBと業界別WGとの直接交流を通じ、活動内容・手法に関する意識を共有する。あわせて、江蘇省TSB-上海IPG間の情報共有を推進し、活動の円滑化、低コスト化をはかる。具体的には、真贋識別情報の提供に基づくTSBの自主的な摘発の増加(低コスト化)、ブラックリストのTSB内での共有による監視強化(再犯抑止)などを目指す。なお、悪意を持って模倣品を取り扱う事業者は、そもそも模倣品の問題を知って取引をしているため、その更生には打撃の強化が必要との認識を、両者間で前提として共有する。	【業界別WG意見交換】09年8月 自動車・自動車部品 WG-江蘇省TSB交流 【ブラックリスト】 09年9月 リスト一部提供 【権利者情報提供】 09年ポケットブック 完成

国際知的財産保護フォーラムによる国 家質量監督検験検疫総局への成果報告	国際知的財産保護フォーラムが、国家質量監督検験 検疫総局を訪問する機会を利用して、フォーラム活 動の内容を報告する。	09年12月 昨年度フォーラム報告 書を国家TSBに提供
【09年度新規取組】 代理店等からの情報に基づく摘発 ※詳細は次ページ参照	上海IPG企業(権利者)およびその代理店等が有する情報を有効活用し、迅速、円滑かつ低コストに江蘇省内の模倣業者に打撃を加え、模倣品の生産・流通を抑止することを目指す。	09年9月末 試行的に2件摘発
江蘇省人民政府 - 日系企業交流会での 成果報告	本交流会の席でフォーラム年次報告書を配布するとともに、上海IPG運営幹事より、フォーラム活動の内容を報告し謝意を表明した。	09年8月 江蘇省人民政府と の開催
長江デルタTSB-上海IPG運営幹事会 の連携会議開催	長江デルタ地域のTSB部門との交流手段について、 連携会議の開催等を念頭に適宜を検討する。	未実施
江蘇省TSBを通じた上海IPG -他省間の関係構築	江蘇省TSBからの協力を受け、他エリアのTSBと 上海IPGとの関係を構築する。	09年8月 安徽省真贋識別 セミナー 09年11月 四川省TSB交流

(5)09 年度新規取組 概要

「代理店等を利用した摘発活動」

1. 活動の目的・概要

実施目的

上海IPG企業(権利者)およびその代理店等が有する情報を有効活用し、迅速、円滑かつ低コストに江蘇省内の模倣業者に打撃を加え、模倣品の生産・流通を抑止することを目指す。

メリット

①迅速•円滑性:

法執行部門へ直接通報することで、12365通報窓口等を通じた場合に比べ、早期の処理、 手続の簡略化が可能となる。

②低コスト:

原則として調査会社への業務委託が不要となる(調査コスト削減)。

必要となる作業

摘発に必要な作業は以下の通り。

①申立:

TSBに「申立書 (付属資料②)」、「商標登録証に公印を押したコピー」、その他必要書類 (場合により営業許可証など)を提供

- ※江蘇省TSB窓口向けに郵送(FAXで申立後、郵送することも可)
- ※江蘇省TSB窓口担当者:稽查処
- ※可能であれば模倣品サンプルも提供

②鑑定

対象となる模倣品

☆製品品質法違反品(生産者住所・産地偽造、その他虚偽表示等)

☆同一商標表示品(類似商標表示品は対象に含まない)

☆生産・流通いずれの領域の模倣品も対象になる

2. IPG企業の参加条件

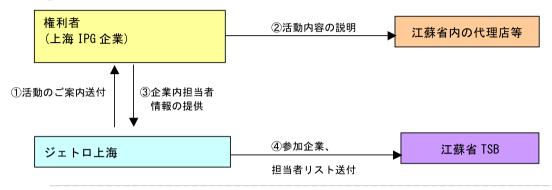
IPG企業が当該活動に参加するためには以下の条件を満たすことが必要。

(1)申立窓口(権利者企業内担当者)を特定すること

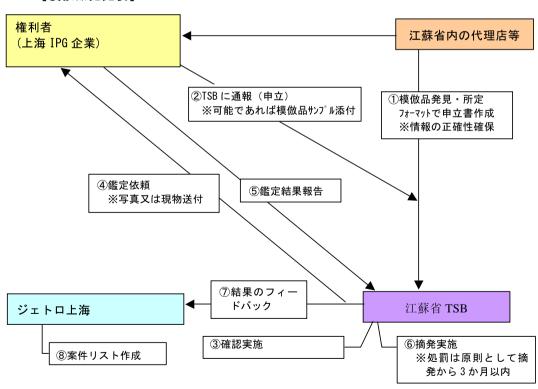
- ①担当者:権利者の職員と代理店等職員のいずれも可
- ②担当者の社名、氏名、役職、連絡先(TEL/FAX/E-mail)を事務局に要提供
- (自由形式)
- (2)所定の期間内に鑑定を実施すること
- (3)結果をIPG全体で共有・公開できること

3.活動の流れ

【事前準備】

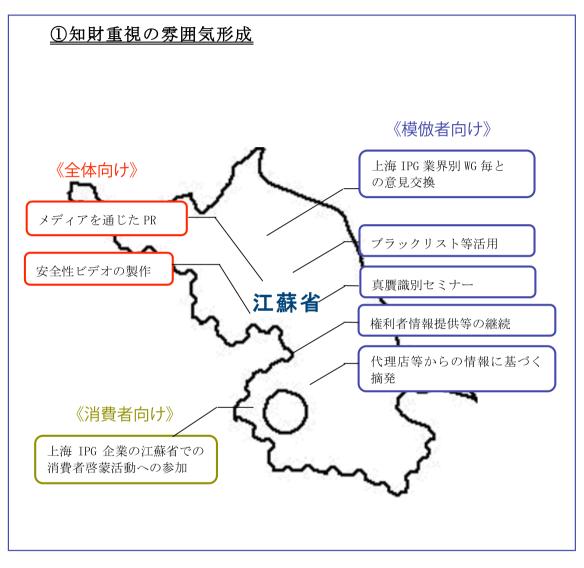


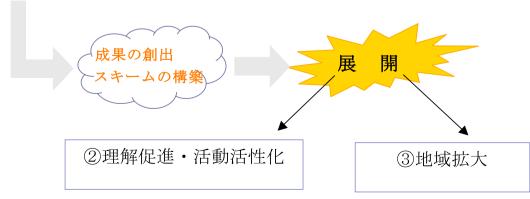
【模倣品発見後】

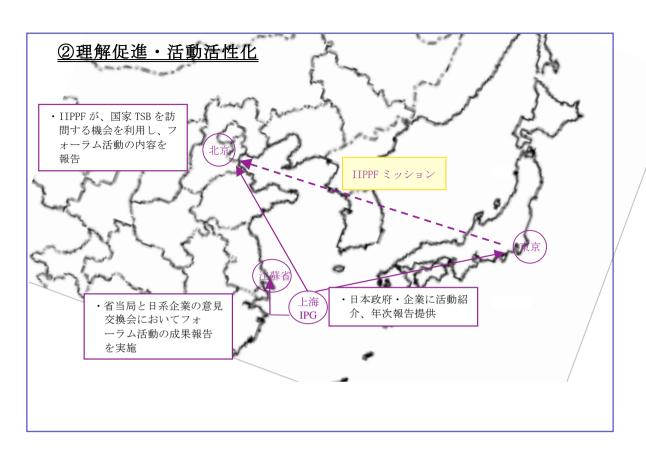


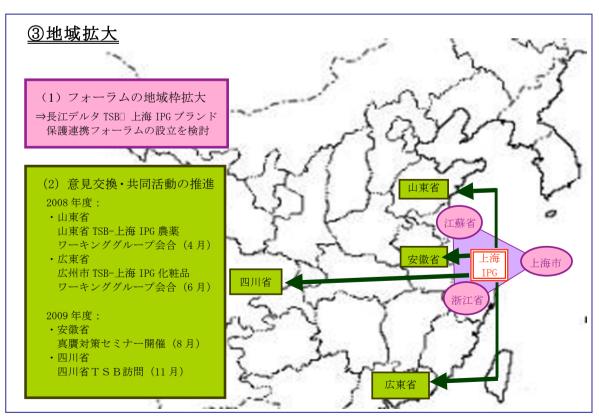
2)活動イメージ

2009年度計画の全体的なイメージは次のとおりである。









第2章 2009年度活動

<2009年度活動の概要>

2007年4月のフォーラム設立は、その後「2007年度江蘇省保護知識産権十大案件十件大事」に 選定されるなど各方面からの注目を集め、その影響力は徐々に高まっている。しかし、2008年 度には、「劣悪模倣品の危険性関連ビデオ」作成が2009年への継続案件となるなど、いくつか積 み残しとなった活動も存在している。また、江蘇省TSBの協力のもと、上海IPGは2008年まで に複数地域に交流を拡大したが、周辺には未だ交流を図るべき地域が多く、交流範囲の拡大など、 更なる活動の発展が望まれる。更に、金融危機の影響下、知的財産権保護にあたり、悪質者に対 する打撃と宣伝を強化させるためには、低コストかつ効果的な体制の形成が重要となる。

そこで、活動計画策定2年目となる2009年度は、従来の情報共有・交流の更なる促進をはかるとともに、活動の礎となる各種素材を完成させ、模倣業者、消費者が模倣品からの決別を決断するよう宣伝・打撃を強化すると共に、既存の実施項目を強化して、同活動計画中の未達事項の補完に努めた。

※2009年度活動重点事項

- 新規スキームの構築:
 - 金融危機の影響下、低コストに模倣品対策を実施するため、権利者申立から行政処罰までの手続きを簡易にするスキームを構築し、年度内に当該スキームを利用した 摘発を実施する。
- ・従来活動の継続・発展: 情報交流や模倣品摘発などを継続して実施すると共に、交流地域の拡大など活動の 発展に努める。

また、「江蘇省において知的財産権保護の良好なモデルを構築し、他地域への波及効果を生み、中国における知的財産権保護の全体的な活性化を実現する」というフォーラム設立にあたっての当初の目的達成に向け、他省TSBとの交流も引き続き実施している。

1. 江蘇省TSBとの交流

1) 無錫における 315 消費者啓蒙活動の実施

期間:2009年3月15日 9:00~16:00 場所:江蘇省無錫市 人民路×中山路交差点 主催:無錫市放心消費者創建領導小組弁公室

江蘇省無錫工商行政管理局

無錫市消費者委員会

活動テーマ:「消費 教育 発展」

参加メンバー: KYB, トヨタ, ホンダ, マツダ

①実施目的

模倣品の購入と使用が経済的損失や身体・生命の危険に繋がる場合もあること、および模倣品の 流通状況や識別方法などを消費者に宣伝し、模倣品不使用と正規品の使用を訴えた。

②実施方法

3月15日「世界消費者保護デー」に江蘇省内で開催された消費者向けイベントにブース2つを出展し、同イベントに参加する消費者に対して啓蒙活動を実施した。

③上海IPGのブースにおける出展内容

- . 不参加企業または業界を中心とした真贋サンプル品の展示
- . ポスター・パンフレットの展示
- . 消費者の意識に関するアンケートの実施
- 模倣品の状況や真 贋識別手段等の説明



▲展示ブースでの真贋サンプル展示



▲当局による真贋サンプル紹介

2) 知的財産権保護促進シンポジウム開催

期間:2009年5月21日 場所:上海国際会議中心 主催:ジェトロ/上海IPG

①背景

5月21日、上海市・江蘇省・浙江省の各知識産権局の協力を得て、「知的財産権保護促進シンポジウム」を開催した。同シンポジウムでは、各地知識産権局より、改正専利法の概要と活用戦略等について講談が行われた後、各関連部門より、知的財産権保護において行政と企業が協力することの重要性等をテーマとする講演がなされた。この中で、江蘇省沛県TSBが地方TSBを代表して講演した。

②参加者

日本側出席者(87名)

所属先・役職	氏 名
日本国経済産業省 製造産業局 模倣品対策·通商室長	田川和幸氏
在上海日本国総領事館 首席領事	石井 哲也氏
在上海日本国総領事館 領事	田中 英治氏
在上海日本国総領事館 領事	垣見 直彦氏
ジェトロ上海代表処 所長	大西 康雄氏
ジェトロ上海代表処 副所長	花田 美香氏
ジェトロ上海代表処 副所長	川合 現氏

中国側出席者(82名)

当局名	氏 名	
国家知識産権局	保護協調司 副司長 武 暁明氏	保護協調司 夏 淑平氏
上海市知識産権局	政策法規処 処長 顧 勇華氏	国際合作交流処 副処長 厳 睿氏
上/年117和畝/生惟月 	国際合作交流処 王 星瑩氏	
浙江省知識産権局	副局長 呉 堅氏	執法処 李 宗保氏
江蘇省知識産権局	副局長 支 蘇平氏	政策法規処 処長 陳 蘇寧氏
浙江省工商行政管理局	経済検査処 副処長 孫 保国氏	経済検査処 呉 平氏
浙江省質量技術監督局	稽査総隊 副総隊長 李 芸氏	稽査総隊 稽査二科 科長 龔 颷氏
江蘇省工商行政管理局	商標処 孫 暁禾氏	商標処 滕偉妮
上海市工商行政管理局	商標処 凌 捷氏	
上海市質量技術監督局	稽査総隊 副総隊長 凌 培東氏	稽査総隊 副科長 徐 建強氏
広東省知識産権局	協調管理処 郭 亜青氏	
湖北省荊州市工商行政管理局荊州分局	副局長 曾 晶氏	経検大隊 隊長 張 平氏
浙江省義烏市工商行政管理局	副局長 曹 学健氏	大隊長 金 衛氏
浙江省寧波工商行政管理局	経検支隊 副支隊長 庄 軍琪氏	経検支隊 林 直氏
浙江省武義県工商行政管理局	副局長 張 峰氏	経済検査大隊 大隊長 李 勝路氏
江蘇省沛県市質量技術監督局	隊長 李 紹磊氏	隊長 郭 俊杰氏
浙江省金華税関	副関長 楽 培宏氏	稽査科 科長 駱 旭紅氏

広東省シンセン税関	法規処 処長 逢 錦躍氏	法規処 知識産権科科長 李 学軍氏
上海港公安局	隊長 徐 民氏	刑偵支隊 1名

☆上海IPG会員企業

☆ジェトロ(上海/北京/広州センター)

【オブザーバー】

- ·大韓貿易投資振興公社(KOTRA)上海代表処
 - 鄭 德培氏
- ·大韓貿易投資振興公社(KOTRA)上海代表処

李 美花氏

③シンポジウム式次第

司会: 花田美香氏 〔ジェトロ 上海代表処 副所長〕

-開会式-

開会挨拶: 大西康雄氏 〔ジェトロ 上海代表処 所長〕

吳堅氏 〔浙江省知識產権局 副局長〕

日本政府代表講話: 石井哲也氏 〔在上海日本国総領事館 首席領事〕 中国政府代表講話: 武暁明氏 〔国家知識産権局 保護協調司 副司長〕

主催者代表(ジェトロ理事長)メッセージ: 〔※司会者代読〕

-第1部-

江蘇・浙江・上海三省市 国家知的財産戦略の貫徹・

専利保護強化活動状況及び改正後中国専利法解説

講演: 陳蘇寧氏 〔江蘇省知識産権局 政策法規処 処長〕

「"国家知的財産権戦略綱要を着実に貫徹する"江蘇省の知的財産権(特許)の保護に関

する強化措置について」

講演: 李宗保氏 〔浙江省知識產権局 執法処〕

「一. 浙江省が「国家知的財産権戦略綱要」を確実に貫徹するため実施する知的財産権(特許権) 保護の強化策について」

「二. 「特許法」の修正案における特許代理、海外出願及び特許の実施促進に関する内容」

講演: 顧勇華氏 〔上海市知識産権局 政策法規処 処長〕 「≪国家知識産権戦略綱要≫の遂行ー専利保護の強化ー」

-第2部- 権利保護における行政と企業の協力の重要性 ~事例の紹介~

講演(IPG代表): 何浩前氏 (広東IPG幹事/パナソニック・チャイナ) 講演(地方工商行政管理局代表): 曹学健氏 (義烏市工商行政管理局 副局長)

講演(地方税関代表): 楽培宏氏 〔金華税関 副関長〕

講演(地方質量技術管理局代表): 李紹磊氏 (沛県質量技術監督局 隊長) 講演(地方知識産権局代表): 郭亜青氏 (広東省知識産権局 協調管理処) 総括・閉会挨拶: 田川和幸氏 (経済産業省 模倣品対策・通商室 室長)

④徐州沛県質量技術監督局の発言

沛県質量技術監督局 隊長

李 紹磊氏

題名:「知的財産権保護促進シンポジウム事例紹介」 【講演内容】

- 一、江蘇省沛県品質技術監督局の紹介
- 二、江蘇省沛県品質技術監督局の日常的事業内容 の紹介
- 三、2008年度日本農薬権利侵害事例紹介
- 四、2009年度の主な事業内容



3) 知識產権保護貢献部門 2008 感謝式典

日程:2009年5月21日 場所:上海国際会議中心

知的財産権保護促進シンポジウム閉会後、感謝式典が行われ、2008年度に日系企業の知的財産 権保護に貢献した10部門に対し、推薦企業、IPG グループ長から盾と記念品が贈呈された。江 蘇省内のTSBからは沛県が選定された。

①推薦企業

住友化学株式会社

②受賞背景となった沛県TSB案件

2008年3月~7月にかけて住友化学株式会社が独自に実施した調査の結果、江蘇省沛県に模倣品製造拠点が存在することが判明し、同社は7月28日、沛県質量技術監督局に「登録商標の不正使用者の摘発」を要請すると共に、江蘇省質量技術監督局へ協力要請をおこなった。

沛県質量技術監督局は、省局から「全力で対処するように」との指示を受け、翌29日、事前に同地公安局へ共同出動の要請を行うと同時に、7名の隊員を出動させた。

模倣品製造拠点は、通常の工場や倉庫ではなく摘発が困難な場所であったが、公安部門の協力 も得て摘発を実施し、以下の物品を押収した。

【押収物】

- ①模倣農薬(100g×2252袋) ②「住友」ロゴ入りアルミ製袋(10800袋)
- ③模倣真贋識別シール(約12000枚) ④包装箱(79個)
- ⑤原材料粉剤(約100kg) ⑥多機能封口用設備(1基)

③評価ポイント

- ・省局からの指示もあり、行政摘発に7名を動員し、自主的かつ積極的な摘発活動を実 施し、摘発を成功させた。
- ・同地区の公安局と事前に連絡を取り、周到な準備を実施した。
- ・対象地が一般工場でなく摘発が困難な場所であったにも拘わらず、迅速に対応した事 で、全ての違反品の押収に成功した。
- ・全ての違反品、特に多機能封口用設備の押収により、違反者に大きなダメージを与え ることができた。

4権利者からのコメント

当社の違反品行政摘発に積極的かつ迅速な対応を頂き感謝する。

- ・該地公安との連携による活動の有効性を示された。今後他地域との積極的な情報共有をお願い したい。
- ・今後とも違反品摘発及び再犯防止のための活動へのご協力を賜りたい。

⑤沛県質量技術監督局からのコメント

・沛県質量技術監督局では、日ごろから知的財産権侵害行為への対応を当然の業務として行って いる。今後も違法行為が認められた場合には、積極的に取り締まるので、いつでも情報提供、申 し立てをしてほしい。

⑥感謝式典の様子



集合写真



沛県 T S B 代表者と推薦企業の記念撮影

4) 自動車・自動車部品 WG - 江蘇省 TSB 意見交換会

日 時:2009年8月17日 16:30~18:15

場 所:江蘇省TSB 会議室

参加者(敬称略):

江蘇省TSB稽査処 処長:朱 晓明氏、科長:張 剣氏本田技研工業(中国)投資有限公司 加藤 秀司氏、苗 妙氏豊田汽車技術中心(中国)有限公司 竹市 博美氏、紀 年芳氏ジェトロ上海センター 宮原 貴洋氏、王 婷婷氏

主な議題:

①ブラックリスト活用について

- ②刑事移送をめぐる諸問題について
- ③江蘇省内知識産権関連当局との刑事移送意見交換会への参加の打診

ブラックリスト活用について

上海IPG-自動車・自動車部品WGより、前年度に引き続き、ブラックリストを活用した再犯抑止等を要請した。冒頭、WG側から昨年度提供したブラックリストに基づく浙江省TSBの活動(侵害業者への法律知識の宣伝教育、再犯しない旨の誓約書への署名)を紹介し、江蘇省TSBにおける今後の更なるブラックリスト活用を求めた。江蘇省TSBからは以下の回答がなされた。

(1)従来の取り組み

江蘇省TSB内部のブラックリスト活用について、侵害行為を複数回繰り返した者は、新聞掲載等を通じ社会へ公開し、場合によっては、当事者の関連情報を銀行又は工商局と共有している。銀行からの融資取りつけや、工商局による年度検査における信用度評価に支障をきたすことをおそれ、再犯が減少することを期待している。

※自動車・自動車部品WGが、前年度に提供した ブラックリストについては、既に江蘇省TSBが、 銀行への提供を行っている(銀行側の使用状況は未確認)。

(2)今後の活用方針

- ■再犯抑止を目的とした活用
- ・再犯時の違法行為の多寡が刑事訴追基準を場合でも、再犯であることが参酌され、刑事移送されることもある。過去南通市では、10回行政摘発を受けた偽造業者が、最終的に公安に刑事移送されるケースもあった。
- ・こうした活用も見込んで、ブラックリストは、初犯者と複数回違法行為を行った者に分けて提

供してほしい。

■ブラックリスト掲載業者への教育

- ・浙江省のような教育セミナーは、以前丹陽市で実施したことがあるが、効果はまだ確認できていない。
- ・侵害企業に誓約書を出させても営利に目がくらみ再犯に及ぶこともあるため、江蘇省TSBとしては、教育よりも打撃に力を入れたい。

■打撃の強化

- ・悪質な者に対しては、公安とも協力して「以暴制暴(暴をもって暴に報いる)」対策をとる方が効果的と考える。
- ・以前、南京市PSB玄武分局と協力し、一汽の模造部品を取締り、20名の逮捕に成功したこともある。

■模倣対策への提案・要望(ブラックリストの活用に加え)

- ・日本企業の車輌販売は好調で、公務用も増えているため、模造品がこれまで以上に出回るおそれもある。運転手が修理の際に、ディーラーに行かず、汽配城で模造品を入れ替え、正規品と同額の領収書を発行してもらうという現象も発生しているので注意してほしい。
- ・公衆に向け啓蒙教育を実施し、危険性を訴えることも重要と考える(例、ビデオ作成等)。
- ・4S店の管理(横流し防止)努めてほしい(権利者がTSBと一緒に4S店の倉庫を検査することも可)。
- ・TSBと権利者の情報共有強化も重要である。企業側から各種情報 (リスト) の提供があればありがたい。

▲情報提供要請事項

- ①重要保安部品のリストアップ
- ②安全部品の中でよく模倣される品種
- ③ディーラーによる奨励通報制度
- ④江蘇省のマーケットにおける車輌の保有台数、搭載部品の予測交換時期、交換の頻度等のデータ分析を踏まえて科学的に模倣対策を検討すべきこと



刑事移送について

刑事移送の促進を目的として、自動車・自動車部品WGと江蘇省TSB双方から以下のような意見が提起された。

- ◆上海IPG-自動車·自動車部品WG
- ・不法経営額が5万元以上に達する侵害業者に対して は、法律に基づいて刑事移送してほしい。刑事移送 の強化は再犯の抑止にも効果的と考えている。
- ・最高人民法院の司法解釈では、情状が重大な場合、 刑事訴追するとの条項あるが、再犯行為については 情状重大として刑事移送してもらいたい。

◆江蘇省TSBのコメント

- ・江蘇省TSBとしても刑事移送の促進には賛成。要件 を満たす案件は、製品品質法の関連条例に基づき、 模倣劣等製品生産又は販売罪として公安に移送す る。その中には、商標権侵害の事例も含まれる。
- ・江蘇省では、行政機関の執行領域が区分されていない。TSBが流通領域の取締を行うことも可能であることを承知おいてほしい。

江蘇省関連当局との刑事移送意見交換会参加について

自動車・自動車部品WGより、2009年9月7日開催予定の江蘇省当局との刑事移送意見交換会にTSBの参加を要請した。江蘇省TSBからは局長の判断を仰いだうえ出席可否を回答する旨の回答があった。あわせて、刑事事件は、原則として公安局が取り扱うものであるため、仮にTSBが同会議に参加したとしても、積極的に意見討論に参加し、他機関の業務に言及することは難しいとの見解も示された。



▲交流会の様子

5) 中日(江蘇) 知的財産権保護検討会(刑事移送交流会)

日 時:2009年9月7日 15:00~18:00

場所:江蘇省南京市南京中心大酒店

主 催: 江蘇省知識産権局、ジェトロ上海センター

知識産権局およびジェトロ上海センターの主催、江蘇省TSB協力のもと、江蘇省内の政府7部門および上海IPGメンバー企業が参加し、本検討会を開催した。本検討会では、上海IPGメンバーから江蘇省の参加当局に対し、主に案件の価格認定、刑事移送にかかわる法律運用の不明点を問い合わせ、各政府部門からの回答を得た。

①主な検討テーマ

- ・再犯の防止、模倣品撲滅につなげることを念頭に、模倣品の価格算定を行うべきとの認識を共有。
- ・権利者または被疑者から証拠は提出の可否、提出手段。
- ・摘発当局又は物価局の算定方法に対して権利者が確認又は異議を行う手段。
- ・半製品や倉庫保管品の単価計算方法。
- ・刑事訴追要件「情状が特にひどい場合」についての当局の判断基準と運用。
- ・刑法 140条偽造悪質商品生産販売罪に関する認定基準。

②参加者

中国側参加者:合計19名

所属先・役職	氏 名
江蘇省知識産権局 局長	朱宇氏
江蘇省知識産権局 副局長	支 蘇平氏
江蘇省知識産権局 聯席弁責任者	王剛氏
江蘇省知識産権局 副研究員	潘麗影氏
江蘇省知識産権局 副主任科員	黄 紅健氏
江蘇省知識産権局 科員	張 静氏
江蘇省法院民事法廷 裁判長	顧 韜氏
江蘇省法院民事法廷 裁判官	陳 勁草氏
江蘇省法院(国家知識産権局 特許複審委員会) 審査員	李 玲玲氏
江蘇省検察院 副処長	叶 正剛氏
江蘇省検察院 副処長	陸 軍氏
江蘇省公安庁経偵処 副処長	陳 鈞氏
江蘇省公安庁経偵処 科長	苟 雪氏
江蘇省工商局 副処長	劉 銓氏
江蘇省工商局 主任科員	朱 志虹氏
江蘇省質監局 科長	張 剣氏
江蘇省物価局総合法規処 処長	曹俊生氏
江蘇省物価局価格認証中心 副主任	谷 明露氏
江蘇省物価局価格認証中心 科長	金 涛氏

日本側参加者:合計20名

所属先・役職		氏 名
本田技研工業(中国)投資有限公司	知識産権和法務部部長	加藤 秀司氏
本田技研工業(中国)投資有限公司	知識産権担当	苗 妙氏
豊田汽車技術中心(中国)有限公司	知識産権部 部長	竹市 博美氏
豊田汽車技術中心(中国)有限公司	知識産権担当	紀 年芳氏
電装(中国)投資有限公司	知識産権部 部長	久永 道夫氏
電装(中国)投資有限公司	知識産権担当	王 菊氏
日産(中国)投資有限公司	知識産権総監	鑓分 敏之氏
日産(中国)投資有限公司	知識産権経理	裴 軍氏
馬自達(中国)企業管理有限公司	知識産権組 経理	水嶋 浩治氏
凱迩必貿易(上海)有限公司	知識産権担当	張 燕氏
重機(中国)投資有限公司	知識産権部 部長	福永 大介氏
日曹達貿易(上海)有限公司	副総経理	李 磊氏
上海里格法律事務所	弁護士	安 翊青氏
上海里格法律事務所	弁護士	張 駿氏
ジェトロ上海センター 所長		大西 康雄氏
ジェトロ上海センター 副所		花田 美香氏
ジェトロ上海センター 知識	 産権部 部長	宮原 貴洋氏
ジェトロ上海センター 所長科	·····································	陸 姿音氏
ジェトロ上海センター 知識	 産権部 部長助理	王 遠婷氏
ジェトロ上海センター 知識	産権部 部長助理	王 婷婷氏

③検討会の流れ

司会進行:ジェトロ上海代表処 知識産権部部長 宮原 貴洋氏

時間	内容
15:00-15:05	冒頭挨拶 江蘇省知識産権局 副局長 支 蘇平氏
15:05-15:10	挨拶および趣旨説明 ジェトロ 上海代表処副所長 花田 美香氏
15:15-15:25	中方参加者よりスピーチー① 江蘇省法院
15:25-15:35	中方参加者よりスピーチー② 江蘇省工商行政管理局
15:35-15:45	中方参加者よりスピーチー③ 江蘇省質量技術監督局
15:45-15:55	日方参加者よりスピーチー① 「日本での知的財産権侵害事犯対応状況」 豊田汽車技術中心(中国)有限公司 知識産権部 部長 竹市 博美氏
15:55-16:10	日方参加者よりスピーチー② 「知的財産権侵害/偽物劣悪品案件評価時の不法経営額/違法所得額の算 定方法」に関連する事例紹介および論点の提示 本田技研工業(中国)投資有限公司 知識産権和法務部部長 加藤 秀司氏
16:10-16:50	双方意見交流
16:50-17:00	休憩
17:00-17:15	日方参加者よりスピーチー③ 「情状がひどい場合(中華人民共和国刑法213条等)」の解釈について (押収品数量、再犯との関係等)に関連する事例紹介および論点の提示 馬自達(中国)企業管理有限公司 知識産権経理 水嶋 浩志氏
17:15-17:55	双方意見交流
17:55-18:00	まとめとご挨拶 江蘇省知識産権局 聯席弁責任者 王 剛氏

④主な検討結果

- -江蘇省TSBとの検討結果-
- ・模倣品案件の処理においては、再犯の防止等のため、方に従い適切な価格算定を行うべきとの認識を共有した。
- ・江蘇省TSBから公安への移送基準、手続等については、司法部門の見解を重視して、今後更に検討を重ねることとした。 ーその他(抜粋)ー
- ・公安局コメント:模倣品(押収品)の価格認定にあたり、権利者から純正品価格などの情報を提供することはできるか、あくまで参考に留まる。
- ・公安局・工商局コメント:模倣品の算定方法について、権利者が意見を述べることは観迎する。
- ・検査院・法院コメント: 刑法上の情状が特にひどい場合の解釈につて、現在は司法解釈に基づく不法経営金額のみを 基準としており、押収品の数量等他の基準は使用していない。

⑤当日の様子





6) 江蘇省 TSB- 上海 IPG 事務局交流

日 時:2009年11月24日 15:00~17:30

場 所:江蘇省TSB 会議室

参加者:江蘇省TSB稽查処 処長:郭 一誠氏 課長:羅 雪明氏

ジェトロ上海センター 宮原 貴洋氏、王 婷婷氏

主な議題:

- ① 江蘇省TSBの上海IPG幹事会への出席について
- ② フォーラム2010年度総会について
- ③ 備忘録の締結について
- ④ 消費者等啓発ビデオの作成について
- ⑤ その他の2009年度活動について
- ⑥ 来年度活動について

2009年にも江蘇省TSB-事務局間で継続的な交流を行い、フォーラム運営にかかわる事項について協議検討した。以下に2009年11月の面談内容を紹介する。

江蘇省TSBの次回上海IPG幹事会への出席について

【決定事項】

(1)江蘇省TSBの2~3名が、次回上海IPG幹事会に参加する。

(2) 当日の次第進行は次のとおりとする。

日時:2009年12月17日(木) 16:00~18:00

場所:ジェトロ上海センター3階会議室

議事:以下の通り

IPG幹事会議事

- ①参加者挨拶
- ②江蘇省TSB郭処長ご挨拶
- ③江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム(以下「フォーラム」)
- 2009年度事業の進捗報告、検討
 - ・代理店等の情報を活用した摘発活動→実績紹介、備忘録案説明・検討
 - 消費者等啓発ビデオ→シナリオ最終案説明・検討
 - ・担当者連絡先・真贋識別情報リスト→ポケットブック作成状況紹介(事務局)
 - ・その他(ブラックリスト等)
- ④フォーラム 2010 年度総会の内容検討 日時/場所/招聘者/署名式/交流会内容等
- ⑤フォーラム2010年度活動方針・計画の検討

※幹事会での各種検討結果については、TSB側が局長に、上海IPG側が関連会員各位に最終的な修正・承認を受けたうえ、確定する。

フォーラム2010年度総会について

[決定事項]

(1)以下の方向性に基づいて、2010年度総会の調整作業を開始する。

日時:2010年3月17日(水)または3月19日(金)

場所:南京市内のホテル

参加者(案):

(中国側)江蘇省TSB局長および各分局職員、江蘇省人民政府、国家質量監督検験検疫総局

※必要に応じ、他省TSBも招聘

(日本側)上海IPG代表、在上海日本総領事、経済産業省、特許庁、

ジェトロ本部、ジェトロ上海センター

次第(イメージ):

	時間	参加者	内容
第1部	 1時間程度 	全員	来賓挨拶(日中各2名程度)、成果報告、次年度予定、備忘録調印
第2部	3時間程度	江蘇省TSB執行員 上海IPG	意見交換会 ※日中それぞれからテーマを提案

総会次第(案)をジェトロ上海センターで準備し、次回幹事会で内容を検討する。

総会の規模について

今回は主に総会の規模について検討を行った。TSBからは以下の提案があった。

- 総会は大規模なものと小規模なものを隔年で実施したい。
- ・小規模な総会では、議事を来賓出席の部分と退席後の部分に分け、来賓 の負担軽減をはかる。
- ・前回総会が大規模に行われたことに鑑み、2010年度総会は小規模なものとする。

⇒これに対し、上海IPG事務局側は基本的に賛成するとともに、省内各地のTSB職員が集まる貴重な機会であることから、来賓退席後に上海IPGとの間で何らかの交流会を実施することを提案した。

備忘録の締結について

[決定事項]

- (1)江蘇省TSBが、12月10日(木)を目処に、備忘録案(上海IPGより提示)の内容に次の修正を施したうえ、次回幹事会で検討し、最終案を作成する。
 - ①備忘録の名称をフォーラム定款の名称に準じたものに修正する。
 - ②文章表現を修正する(内容自体は維持)。
 - ③第2条「模倣品の定義」を削除する。
 - ④第4条「TSB義務」について、権利者申立後のTSB内部手続部分を通常業務に沿う形に修正する。
 - ⑤添付資料「申立書」を適切な名称に変更する。(中文「举报书」)
- (2) 備忘録の当事者にジェトロ上海センターを追加できるか(あわせて第1条等へのジェトロ上海名を追加できるか)について、速やかに上海IPG・ジェトロ内で検討決定する。

「協議事項]

TSB: 「第4条「是正措置 | の意味あいを教えて欲しい。 |

ジェトロ回答→市以下のTSBによる行政手続で判断の困難な事態が生じた省から 当該下部TSBへ案件処理を指導するなどの是正をはかって欲しい という意味。

ジェトロ: (TSBからの要請を受け)備忘録の当事者にジェトロ上海センターが入れるか否かについては、内部決済、上海IPG幹事会の同意が必要となるので、それらの作業終了後に回答することとさせて欲しい。

TSB回答→承諾

消費者等啓発ビデオの作成について

[決定事項]

- (1)撮影:ジェトロ上海センターが上海で広告代理店(ビデオ製作委託先)を選定し、撮影作業等を実施する。
- (2)シナリオ: 江蘇省TSBが12月10日(木)までを目処に、シナリオ案(概要)を作成し、幹事会での検討等を踏まえ、最終案とする。シナリオの詳細は、撮影委託先が作成する。
 - (3)製作者名:江蘇省TSB、上海IPG、ジェトロ上海センターの連名とする。

ビデオの内容について

郭処長から、本ビデオの内容について以下のような提示があり、上海IPG事務局はこれに同意した。

- ①対象業界:現状案に掲げられた業界から「医薬」を除く。
- :: 医薬は他部門が管轄しているため。
- ②背景認識:次の3点を共通認識とし、「どうすれば消費者が模倣品を買わなくなるか、購入後適切に処理できるか」を伝えることを念頭にビデオを作成する。
 - ・模倣品の特性:権利侵害、低価格、品質はそれなり
 - ・模倣品の害悪:財産・健康への害、社会規範への害、国家イメージの毀損、権利者利益の 減少
 - ・購入の動機:消費者の知識不足・確認不足(よく見ず購入)、低価格、購入後の処理に関する知識不足

③注意点:

- ・中国は模倣品ばかりという誤ったイメージが生じないよう配慮する。
- ・広告代理店の能力を事前によく確認する。
- :: TSBが南京市内の3社と本ビデオの話をしたところ、いずれの社も品質が低いと認識された。
- ・消費者の役に立つ内容とする。

その他の2009年度活動について

[決定事項]

- ①ポケットブック:ジェトロ上海センターが、権利者連絡先情報、真贋識別情報 を掲載 したポケットブックを作成し、次回フォーラム総会で配布する。
- ②ブラックリスト:2010年1月末日までに、上海IPGから江蘇省TSBにブラックリスト を提供する。活用法は、今後別途検討する。

来年度活動について

[決定事項]

- (1)来年度活動の検討にあたり、当初案に次の活動を含め提案する。
- ①代理店等の情報を活用した摘発活動→備忘録に則った実績の積み上げ促進
- ②消費者等啓発ビデオ→日中双方での活用
- ③ポケットブック→全国TSBでの活用
- ④その他:新企画など
- (2)来年度活動の当初案はジェトロ上海センターが作成し、次回幹事会で内容を検討する。

7) 上海 IPG 幹事会 - 江蘇省 TSB 交流

日 時:2009年12月17日 16:00~18:00

場 所:ジェトロ上海センター 大会議室

①参加者:計14名

<江蘇省TSB>

- 江蘇省質量技術監督局 稽查処 助理調研員 呉 育東氏
- · 江蘇省質量技術監督局 稽查処 科長 罗 雪明氏

<上海IPG幹事>

- •電装(中国)投資有限公司 知識產権部 部長 久永 道夫氏
- 柯尼卡美能達(中國)投資有限公司中国知識産権中心所長兼北京分公司首席代表 松島 重夫氏
- 旭化成株式会社上海代表処 総経理 今村 昌史氏
- 佳麗宝化粧品(中国)有限公司 董事長 岩間 孝夫氏
- 夏普商貿(中国)有限公司 知識産権部 課長 宮腰 佳代子氏
- ・旗牌(常州)文具製造有限公司 上海分公司 董事長 山田 勝氏
- 重機(中国)投資有限公司 知識産権部 部長 福永 大介氏
- ·住友化学(上海)有限公司 董事 大上 信夫氏

<ジェトロ上海センター>

- ·副所長 安藤 勇生氏
- ·知識産権部 部長 宮原 貴洋、森永 正裕氏
- ・知識産権部 部長助理 尹 世花氏

②主な流れ:

1. 参加者挨拶(久永 グループ長より)

- 2. 江蘇省TSBご挨拶
- 3. ブランド保護連携フォーラム 2010 年度総会の内容検討(事務局) 備忘録案説明・検討(TSBより)

☆日時/場所/招聘者/署名式/交流会内容等

「江蘇省TSB – 上海IPGブランド保護連携フォーラム」 2009年度事業進捗報告、検討

- 1)代理店等の情報を利用した摘発活動実績紹介 (TSBより)
- 2)担当者連絡先・真贋識別情報リスト →ポケットブック作成状況紹介(事務局)
- 3)その他(ブラックリスト等)

ブランド保護連携フォーラム

2010年度活動方針・企画の検討(事務局)



▲幹事会の様子

2.フォーラムの影響力拡大に向けた取組

1) 浙江省自動車 / オートバイ部品生産企業向け

製品質量法律知識セミナー参加

日 時:2009年5月22日 8:50~11:30

場 所:浙江省瑞安市国際大酒店 国際庁

従来からフォーラム活動と並行して推進してきた浙江省TSBとの交流活動の一環として、上海 IPG 自動車・自動車部品WGが主体となって、同省のブラックリストを提供したところ、同TSB により当該リストを用いた以下の啓発活動(ブラックリスト掲載事業者への知的財産権セミナー) が開催された。

1開催趣旨

被取締実績を有する中小企業の製品品質と信用意識を高めるとともに、偽物摘発により経済に貢献し、品質を向上し、環境を最適化するため、省局が開催する「2か年」活動の実施意見の要求に基づき、玉環および瑞安において、「浙江省自動車/オートバイ部品生産企業向け製品質量法律知識セミナー」を開催する。

②セミナー名称および主催

名称: 「浙江省自動車/オートバイ部品生産企業向け製品質量法律知識セミナー」

主催: 浙江省質量技術監督稽查総隊

温州市質量技術監督稽查支隊

瑞安市質量技術監督局

③浙江省政府部門参加者:計14名

• 浙江省質量技術監督稽査総隊

副隊長:陳錦寿氏、法制科科長:呉暁烔氏、

科長:劉献民氏 その他2名

・瑞安市質量技術監督局 副局長:鄭永明氏、 稽査大隊 大隊長:劉嘉慶氏 その他4名

・浙江省国際貿易研究センター 主任:張漢東氏

•浙江省公安庁 副調研員:徐盛恵氏

·浙江省高級法院 法官:劉建忠氏

④生産企業側参加者:計70社強





⑤全体のスケジュール

時間	内容
08:50-11:30	講演者: 浙江省公安庁 副調研員 徐 盛恵氏 テーマ: 知的財産権刑事司法保護の基本状況 概要: 権利侵害犯罪の立件訴追基準について ・公安機関の刑事司法保護における位置付け及び機能 ※2008年度は、266件を受理し、そのうち235件を立件、347人を取り締まった。 講演者: 浙江省高級法院 法官 劉建忠氏 テーマ: 知的財産権刑事保護及び偽物粗悪品犯罪 概要: 知的財産権刑事保護に関する七つの罪名の解釈 ・知的財産権侵害案件について 1998~2008には、浙江省法院は一審で905件の知的財産権侵害刑事案件を審理した。 中でも商標権侵害案件は856件にのぼり、94.6%を占める。1264名の知的財産権侵害者に対し判決が下された。 講演者: 浙江省国際貿易研究センター 主任 張漢東氏 テーマ: 対外貿易における知的財産権問題 概要: 中国企業が直面する国際知的財産紛争の類型 ・アメリカ337条例について ・対外貿易法に対外貿易知的財産部分を追加 講演者: 浙江省質量技術監督稽査総隊 科長 劉献民氏 テーマ: 「製品質量法」における知的財産侵害に関する関連規定 概要:・「製品質量法」の企業名、企業住所に関する条例の説明 ・ブランド製品の特有の質量特徴及び特性
11:30-11:40	承諾書への署名、押印
11:40-11:50	閉会挨拶

⑥活動概要

浙江省TSBからは、陳副総隊長をリーダーとして、5名が参加した。セミナーでは、浙江省公安、省法院、省国際貿易研究センターが、生産企業を対象に、知的財産保護に関する講演を実施し、知的財産権の保護を促した。事前準備段階では、一部生産企業の住所、電話番号不明など

困難が生じたが、参加通知送付先合計84社中約70社強が出席した。セミナー終了後、参加社は全て知識産権保護にかかる承諾証へ署名した。

浙江省TSB及び瑞安市TSBからは今回のセミナーを重視している旨のコメントがなされるとともに、知的財産の定義、知的財産保護の現状、知的財産の自社への重要性、知識産権刑事保護の現状など、案例と合わせて、分かりやすく説明がなされた。参加者に一定の教育効果があったと考えられる。

2) 江蘇省政府と日系進出企業の意見交換会

日 時:2009年8月4日 16:00~17:30

場 所:金陵飯店 鐘山庁

①参加者:

日本側(企業名50音順)

所属先 · 役職	氏 名	備考
ジェトロ 副理事長	中富 道隆氏	
ジェトロ上海センター 所長	大西 康雄氏	
南京ニコン江南光学儀器有限公司 董事長	佐々木 涼氏	南京地区代表
蘇州富士フィルム映像機器有限公司 総経理	田中 弘志氏	蘇州地区代表
富士通天電子(無錫)有限公司 総経理	鈴木 滋氏	無錫地区代表
常州三菱電機士林電裝品有限公司 部長	高橋 太氏	常州地区代表
江蘇英瑞集団 総経理	加藤 紀生氏	南通地区代表
牧田(中国)有限公司 総経理	富田 真一郎氏	昆山地区代表
太倉神明電子有限公司 総経理	荒山 明氏	太倉地区代表
マツダ(中国)企業管理有限公司 董事・副総裁	島井 誠氏	
キャノン(蘇州)有限公司 総経理	石井 裕士氏	
みずほコーポレート銀行無錫支店 支店長	余 泰然氏	
江蘇王子製紙有限公司 董事・副総経理	坂倉 明氏	
三菱東京UFJ銀行無錫支店 副支店長	原 光一郎氏	
カネボウ化粧品(中国)有限公司 董事長	岩間 孝夫氏	IPG代表

<オブザーバー>

駐上海総領事館 領事

竹内 啓氏

中国側

部門	氏名	役職
江蘇省人民政府	張吉生氏	副秘書長
江蘇省対外貿易経済合作庁	朱 民氏	庁 長
江蘇省対外貿易経済合作庁	趙 進氏	副庁長
江蘇省発展和改革委員会	魏 然氏	副主任
江蘇省経済貿易委員会	李 春江氏	副主任
江蘇省国土資源庁	王 訳萱氏	副庁長
江蘇省環境保護庁	于 紅霞氏	副庁長
江蘇省地方税務局	徐錦輝氏	副局長

江蘇省工商行政管理局	楊 衛東氏	副局長
南京税関	王 傑氏	副関長
江蘇省電力公司	黄 衛国氏	副総経理
江蘇省出入境検験検疫局鑑定処	韋 锋氏	処 長
江蘇省対外貿易経済合作庁対外合作処	施 衛氏	処 長
江蘇省対外貿易経済合作庁弁公室	李 俊毅氏	主 任
江蘇省対外貿易経済合作庁対外合作処	孫 潔氏	副研究員
江蘇省対外貿易経済合作庁総合処	金 玉梅氏	副処長
江蘇省対外貿易経済合作庁開発区処	梁 宝林氏	副処長
江蘇省対外貿易経済合作庁外貿処	周 暁陽氏	副処長
江蘇省対外貿易経済合作庁外資処	楼海中氏	副処長

②主な流れ:

- 1. 江蘇省商務庁 副庁長 趙 進氏 あいさつ
- 2. 江蘇省 副秘書長 張 吉生氏 あいさつ
- 3. ジェトロ 副理事長 中富 道隆氏 あいさつ
- 4. 江蘇省商務庁 庁長 朱 民氏 江蘇省経済政策概要 説明
- 5. 日系企業出席者 から 発言
- 6. 意見交換
- 7. 閉会の辞:日本貿易振興機構 副理事長 中富 道隆氏
- : 江蘇省商務庁 副庁長 趙 進氏

③:IPG代表発言(要旨)

カネボウ化粧品(中国)有限公司 董事長 岩間 孝夫氏



■上海IPG及び自己紹介:

上海IPGはジェトロ上海センターの支援のもと、知的財産権関連の課題に関する情報共有や諸活動を実施している組織で、現在日系企業約140社が所属している。私は、上海IPGの運営幹事

を務めており、江蘇省の関連政府部門の皆様とこれまでに多くの交流を重ねてきた関係で、本日上海IPGを代表して、知的財産権の側面から、日系企業の現状認識に触れさせていただいたうえ、最近の課題について、2点ほど言及させていただきたいと思う。

1)法制度の解釈・運用の不統一問題

WTO加盟以後、中国の知的財産権制度は急速に整備されてきたが、それ故に、運用面では未だ地方間のばらつきが存在する部分もある。我々としては、まず一部の地域に先進的な役割を担い、模範となり得る法運用を行っていただき、その成果を他地域に普及することが必要ではないかと考えている。江蘇省は経済的な発展もさることながら、従来から上海IPGとの交流が多く、我々が最も信頼を寄せている地域でもあるため、そうした役割を担う地域として、最も適任だと考えている。例えば、2007年には、我々は江蘇省質量技術監督局との間で、「ブランド保護連携フォーラム」を設立し、同フォーラムを通じて多くの活動が実施され、成果も生じている。その他工商行政管理局や知識産権局との間でも長期にわたって共同での活動を行っている。こうした関係をもとに、今後も運用面の透明化、適正化に向けた活動を行いたいと考えているため、是非省政府全体としてご協力いただきたい。

2)世界金融危機の影響について

世界金融危機の影響で、現在多くの企業はコスト削減に注力しており、知的財産関連の予算もその対象となっている。このため、結果的に広い中国全体で知的財産権保護活動を行うことは、極めて困難だ。こうした状況をご理解いただき、是非関連政府部門による自主的な取締の強化をお願いしたい。

※以上の点に対応するためには、江蘇省の関連政府部門の皆様に一層の作業負担をいただくことになるかと思うので、 是非省内の人的、予算的な資源配分についてもご検討賜り、知財保護の強化の更なる推進を図っていただきたい。

④:当日の様子





3) 上海 IPG- 安徽省 TSB 向け真贋識別セミナー開催

日 時:2009年8月6日 14:30~18:00

場所:安徽省質量技術監督局会議室

江蘇省TSBからの紹介に基づき、上海IPG/ジェトロが主体となって、本セミナーを開催した。

①開催趣旨

安徽省質量技術監督部門の法執行員に対し、日系企業の製品概要、模倣品の流通概要、

真贋識別ポイントなどを説明し、相互交流をはかることにより、同局における模倣品取締りの効果や以後の模倣品への打撃強化を高める。

※前年度の上海IPG事業実施アンケートの結果に基づき、本セミナー開催地域の1つとして、安徽省を選定した。

②セミナー名称および主催

名称: 「上海IPG-安徽省TSB向け真贋識別セミナー」 主催: 安徽省質量技術監督局、上海 I P G、ジェトロ

③TSB 側参加者

安徽省質量技術監督局 副局長 李 壮氏 安徽省質量技術監督局 稽査処 処長 范 志新氏 その他 各県市の担当者等 約130名

④権利者側参加者(企業名50音順)

会 社 名	役職	氏 名
	法務知識産権部 マネージャー	史 奇友氏
发音工(个国)有限公司	法務知識産権部	孫剣宇氏
KYB株式会社 凱迩必貿易(上海)有限公司	知識産権部	張 燕氏
建伍電子貿易(上海)有限公司 北京事務所	知識産権部 主管	哈麗斯氏
	知識産権管理部 課長	宮腰 佳代子氏
夏普商貿(中国)有限公司	知識産権管理部	郭 喆氏
	知識産権管理部	陳 曉艶氏
重機(中国)有限公司	知識産権部 部長	福永 大介氏
里城(中国)有限公司	部長助理	唐 思維氏
索尼(中国)有限公司	知識産権部 模倣品対策室	耿 麗娟氏
	知識産権部 部長	久永 道夫氏
電装(中国)投資有限公司	知識産権部 中国研修生	岩田 潤治氏
上海技術中心	知識産権部 担当	王 菊氏
	知識産権部 担当	徐 乾傑氏

豊田自動車技術中心(中国)有限公司	知識産権担当	紀 年芳氏
兄弟(中国)商業有限公司 北京事務所	経営企画部 市場G	周 佳麗氏
本田技研工業(中国)投資有限公司	知識産権部	苗妙氏
馬自達(中国)企業管理有限公司	 知識産権専門員	鄭寧氏
日本特殊陶業(株)北京代表処		金 海英氏
日産(中国)投資有限公司	知識産権部	呂 婧氏
<事務局>		
ジェトロト海代表処	知識産権部 部長	宮原 貴洋氏
シェトロ工 <i>海</i> ル衣処 		王遠婷氏

以上 発表 13社, 22名(事務局含む)

《全体日程》

日 時	内	容
8月6日(木)	13:30 14:30 14:55 15:00	会場集合・展示品準備 安徽省TSB代表挨拶 上海IPG代表挨拶(上海IPG会長久永様) 日本企業によるプレゼンテーションI 愛普生(中国)有限公司 KYB株式会社 建伍電子貿易(上海)有限公司 夏普商貿(中国)有限公司 重機(中国)投資有限公司 素尼(中国)有限公司 電装(中国)有限公司
	18:00	馬自達(中国)企業管理有限公司終了

《開催概要》

安徽省TSB側は、副局長からの開催挨拶後、熱心に講演を聴講していた。休憩中、各企業の真 贋識別パネルも熱心に読み、実際に模倣品を手にして真贋鑑定手段の説明を受ける人も多かった。







会場の様子②

4) 自動車・自動車部品 WG -南京市 TSB 玄武分局市場整頓活動

日 時:2009年9月8日 8:45~10:30

場所:南京市TSB玄武分局稽查大隊

議 題:南京市自動車部品市場摘発レイドの関連事項確認

南京市TSB玄武分局が積極的に実施した汽配城整頓活動に、上海IPG自動車・自動車部品WGが協力し、市場(汽配城)の健全化を促した。両者間で事前協議を行ったうえ、権利者同行のもと、市場検査活動を実施した。事前協議の概要は次のとおり(結果は後述)。

① 日本側参加者:計6名

② TSB側:計4名

③ 内容

WG側の確認事項

(1) 摘発前のTSB指導等について、具体的にどんな活動を行ったか。

TSB回答:「法律法規の宣伝、勉強会の開催、契約締結、市場検査・取締」

- 9月2日:「模倣品を販売しない」という署名儀式を開催。
- 9月5日:パンフレットを配布して、知財に関する法律法規を宣伝。
- 9月6日~9月18日: 汽配城内業者のための自省、改善期間。
- 9月20日以後: TSB検査、模倣品を発見した場合には重罰を実施。



◀9月2日 模倣品不販売署名儀式会場 ボードー面には「模倣品を不販売」に承諾した業者の署名が連なっている。

- (2) 摘発に多くの時間を割くため、当日事前打合せの時間、部品市場への移動時間を短縮できるか。 TSB回答:事前に十分な用意をすれば、短縮できる。
- (3) 部品の現場鑑定について、バス内で実施できるか。販売業者が見ないところで鑑定できるか。 TSB回答:権利者も店舗に立入ってほしい。
- できるだけ店舗に立ち入って、部品の真偽を鑑定してほしい。TSB、市場管理業者と所在町の役人が同行するので、 人身の安全は全く問題ない。
- 最も重要なのは、権利者の真偽鑑定の正確さ。80%以上の正確さを確保してほしい。店舗に立入って、偽部品を鑑定すれば、TSBは直ちに差し押さえを実施できる。被疑品をバスに持ち入って鑑定した場合、当該被疑品が全部本物であれば、販売業者が異議を唱えるリスクもある。
- 販売業者が見ていないところで鑑定を行うことは問題ない。疑義がある部品、現場で鑑定しにくい部品に対して、バスに持ち入って写真を撮ることや、測定機器を使って鑑定することもできる。
- (4)他のWGメンバーから要望があった場合、今回の活動に参加できるか。

TSB回答:参加できる。

- (5) 証明書類について、権利者は何の書類を用意すべきか。
- 「営業許可書」とは、日本本社が知財関連権利を授けた企業の「営業許可書」。
- 例として、マツダ社は北京支社(分公司)なので、鑑定書を出す権利がない。書類を提出する場合、中国本社(即ち上海本社)の「営業許可書」と「授権委任状」のコピーに社印を押して提出すべき。
- 「鑑定書」は後で提出できる。

TSB回答:社印付きの「授権委任状」、「営業許可書」のコピー各1部

(6) 不正看板について、別途AICに摘発を要請できるかどうか。

TSB回答:できるが、TSBは市場管理業者と連携して、市場内の看板を整理、整頓することができる。

- TSBは既に汽配城で駐在機構(出張所)を設立した。汽配城に対する管理を長期的に継続したい。不正看板に対する 整理、整頓はこれから市場管理業者と連携して実施する。
- 今後、汽配城で違法行為を発見した場合には、直接TSBに申立ててほしい。
- (7) 玄武分局はどのような理由で自主的に今回の活動を行ったのか

TSB回答:模倣部品を撲滅して、模範業界を作るためである。

- この二、三年、汽配城が非常な速さで発展している。それに従って、権利者から知財侵害に関する申立ても多量に受けた。
- 対象の汽配城は管轄区内で最も大きな市場なので、業界で模範事例を作りたい。
- ジェトロ主催のセミナーに何回か参加したことがあるので、日系企業の権利者を選
- んで連携レイドを行うことにした。

TSB側の確認事項

(1)活動の日程について、もし2日間で足りない場合、更に1日延長できるか

WG回答:できるだけ2日間で終わりたいが、状況によって調整できる。

(2) 真偽鑑定について、80%以上の正確さを確保できるかどうか。

WG回答:問題ない。

(3) 偽部品に対する定義について、4S店から横流した部品は偽部品と認めるか。

WG回答:原則として、純正部品は4S以外流通しないが、4Sから横流れする可能性もある。こうした横流し品は契約違反品である可能性を有するが、偽部品とは考えていない。

検査活動

検査活動の結果は、P57のとおり。

5) 四川省 TSB 訪問

日 時:2009年11月18日

場 所:四川省質量技術監督局3F

上海IPG事務局が四川省TSBを訪問し、上海IPGとの間で真贋識別セミナーを開催することについて提案し、内容について協議した。

①訪問内容:

- 1. ジェトロ、上海IPGの紹介
- 2.「四川省質量技術監督局-上海IPG 真贋識別セミナー(草案)」に従って、上海IPG提案内容について説明

②TSBからのコメント

1. 開催時期

2010年1月に開催することとしたい。 ⇒年末は、各種業務で多忙であることが理由。

2. 当日スケジュール(想定)

効果を高めるため、セミナーの合計時間は3時間から3時間半程度でよいと思う。

3. 参加企業について

四川省で、一定の売上を持つ、または自社製品の模倣品を発見したケースがある企業を対象としたい。 (参考)農業は四川省の重要な産業の一つであるため、それに関連する企業にたくさん来てもらいたい。

4. TSB側の参加者:約80名

(内訳)

- ・四川省質量技術監督局稽査処⇒20名程度
- ※稽査処担当の副局長は今回のセミナーを大変重視しており、本セミナーに出席する予定。
- ・四川省内21市州局から各3名程度



6)IIPPF ミッションでの国家 TSB 向け報告

日 時:2009年12月10日

場 所:国家質量監督検験検疫総局

①報告の概要

2009年12月10日、日本国際知的財産保護フォーラム(IIPPF)ミッションが中国各当局を訪問した際、上海IPGを代表して副グループ長の松島氏(コニカミノルタ社)が参加した。国家質量監督検験検疫総局への訪問の際には、この時松島氏から同局に、2008年度江蘇省TSB-上海IPGブランド保護連携フォーラム年次報告書を手交した。

②当日の検討事項

IIPPFミッションでは、以下の事項に対して検討が行われた。

1. 模倣品ビジネスに関わる間接関与者に対する罰則の拡大強化

- ①間接的な関与者の義務について
- ②製品品質法第61条の運用について
- ③地域管理者、市場管理者や製造場所・保管場所の提供者への対応について

2. 再度にわたる模倣品製造・販売行為に対する対策の強化

- ①再犯者を再犯者として扱うことの徹底について
- ②処罰決定書の権利者への交付について
- ③処罰対象者逃走時の公示送達の実施について
- ④再犯者への罰則の強化について
- ⑤摘発行政機関間の連携強化について

③当日の様子



▲会議中の様子



▲全体集合写真

3. 成果物

1) ポケットブック作成

権利者連絡先情報、真贋識別情報が掲載されているポケットブックが今年度完成した。同ポケットブックは、次回フォーラム総会で配布される予定である。今後は全国TSBでの配布も視野に入れ、可能な限り多くの対象者に配布し、アンケートなどを通じてその有用性につき効果測定を行っていくこととした。

▼ポケットブックレイアウト



2) 被摘発業者リスト(ブラックリスト)の活用

現在者 光機数 でか

前年度に引き続き、上海IPGの有志企業より、 江蘇省TSBにブラックリストを提供した。 リストのフォーマットは次のとおり。

> 現在 光度表 行法

※「反复最初 (議去被婚祭2回以上)と「一次要校」(議去被婚祭1回のみ)について、TSB格祭によるものと、それ以外に分け、それぞれのシードに1部入代さい。

数摘発素者リスト(ブラックリスト)用フォーマット

※全て中国語にてご記入ください。

(記入例)

期待される活用法

- ①江蘇省内部における再犯者情報の共有。
- ②掲載業者を優先的な検査対象として検討。 → 再犯の抑止
- ③企業の信用管理にかかる側面で活用。

- 1			$\overline{}$	-			-	-	\neg			$\overline{}$
	整理机关	集官市商業技术設備展	第11年第里技术股督局	國官等機關稅本部營施		长虹影響	域化岩工商价政管理局	域化冶工操作改管推薦	WITH	斯敦帝斯里技术能够		南京市工商作次管港局
1	前 京 祭 奏	60	la	FG.		田 非 祭 奏	RI.	FG.	FC.	fc .		R2
	数を表	60	R	100			pa.	pa.	44	60	5 5	81
	社分内等	* 原供	紅癬米	(1)等土管算品生产行为 (6)免決 (6)発表: (0) 万		社分内容	未獲井	机聚米	(1)等上教育科生产行为 (2)资表 (6)等数: (20)为	位置令改正 信贷款 条款款20,000元	1 2	田紀今縣①
	独四年月日	未施資	未提供	300 1-5- 18		独四年月日	未施供	米海県	2007-5-15	2007-4-30		育标校 2007~4-20
	**	育斯技	2000年	数据表		· · · ·	网络核	対称技	資格技	新		育斯技
	遊校全額 (議集局を開政条件 上面外金額収減格可 保額金額/人民币等)	未提供	*##	12,000 JE		基金金額 (選集等を請求を与 上並な金額の実施可 の前の他による。)	未提供	安斯米	12, 600 ft.	26, 000 JB		30,000 %
	Ī	951	351	88		I	150	150	900	s		8
	1884	ASP.	NA.	439.		F-M.M.B	1691	MAL	斯教	9.50K.	1	- 多級級
Ī	# #	QUE	612	Ē,		24	GELEG	8	82	902	3	_
	取群年月日	1-5-900	2006-12-1	145-3000		私籍等月日	1-5-900	1006-12-1	1007-5-1	2000-04-01		2000-04-01
	8 8 8	だー領	だ 11 順	だ [1] 解		20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 2	龙 一颗	だ 川 順	だ [1] 瞬			Ž
(TSB)	96 96	Witerondonany			(TSB以外)	報報	40400000040W			ISB)	TSB (1/4/)	単の第〇〇回〇〇日本本集
反复侵权企业名单 (TSB	会司名称	協立口口を課金の			反复侵权企业名单(TSB	公司名称	製造物 保証日口を開会所			一次侵权企业名単(TSB)	权企业名单(1 等価数 美女〇〇会及公司 (研究帝〇〇
复侵	似状 作品	をなる			每每	创新 教育	保護器		1	次伊 ****	外包	を登録
N		н			N		T			1	- 1	-

3) 安全性関連ビデオの作成

2008年度からの継続案件であった本ビデオについて、制作を終えた。本ビデオの概要は以下のとおり。

①目的:

当該ビデオの作成目的は以下の通りである。

- 1. 消費者に劣悪模倣品の出現方法と危険性を説明し、消費者に警戒を促す。
- 2. 消費者に対し、劣悪模倣品の予防方法、及び劣悪模倣品を購入してしまった場合の対応方法を紹介する。
- 3. 消費者に積極的に模倣対策に参加するように呼びかけ、劣悪模倣品の市場流出を阻止する。

②構成及び内容:

万人に受け入れられるような理解し易いアニメ方式によるものとした。全5部構成で、各構成の 内容は以下の通りである。

第1部: 劣悪模倣品の出現スタイル

 \downarrow

第2部: 劣悪模倣品の消費者に対する危険性の紹介

 \downarrow

第3部: 劣悪模倣品の予防方法の紹介

- 商品購入時の注意事項、模倣品の特徴、模倣粗悪品の識別方法 -

 \downarrow

第4部:劣悪模倣品を購入した場合の対応方法

第5部:模倣対策に対する積極的参加の呼びかけ

今後の活用法(想定)

- ●他地域TSBへの提供
- ●中国でのTV放映(江蘇省TV)
- ●中国内イベントでの放映



第3章 フォーラム枠組みでの案件事例

1. 某農薬企業による模倣品摘発案件

代理店等からの情報に基づく摘発の第1号摘発案件

摘発日時:2009年9月末 取締実行部門:泰興市TSB

①摘発対象

■再犯業者A

■所在地: 江蘇省泰興市

②摘発経過

2009年9月末、上海IPGの農薬企業は、簡易フォーマットにて、江蘇省TSBの摘発を要請した。 泰興市TSBは省TSBからの対応指示を受け、同市内で某農薬ブランドの模倣品を取扱っている疑いがある店舗に対して初歩調査を実施した。

同市TSBは調査の過程で、模倣ブランドの標識が付された農薬を計106箱発見し、これらを全て押収し、当事者に対して5000元の罰金を科した。

③侵害品の写真(一部)





4本件に関する評価

今回は侵害規模が比較的小さく、処罰は警告的な意味合いが強いものであった。しかし、今回の案件により、対象企業が存在する鎮では小規模化学メーカーが密集していることが判明し、省TSBは同エリアを来年集中的に検査することを決定した。具体的な計画としては、省と地方とが協力し、この鎮に集積している小規模化学メーカーに対して集中整理活動を実施するというものである。このため、規模は小さいものの、意義としては非常に大きい案件となった。

2. ゼブラ株式会社による模倣品摘発案件

代理店等からの情報に基づく摘発の第2号摘発案件

摘発日時:2009年9月末

取締実行部門:江蘇省昆山市TSB

①摘発対象

■業者A

■所在地: 江蘇省昆山市

②案件概要

上海IPGの文具企業より、簡易フォーマットにて、江蘇省TSBの摘発を要請した。昆山市TSBは江蘇省TSBからの対応指示に基づき、市内で模倣品販売を行っている疑いのある店舗に検査を実施した。現場で模倣品が販売されていたため、昆山TSBはサンプルを購入し、権利者に送付した。権利者が提供した鑑定結果に基づき、同TSBは処罰決定としてゼブラ鉛筆540本、罰金590元、違法所得25元を没収した。

3. 江蘇省内での自動車・自動車部品 WG 摘発案件

摘発日時:2009年9月21日~22日

取締実行部門:江蘇省南京市TSB 玄武分局

①摘発対象

■業 者:新伊、紅飾汽配城中の、以下参加者4社の製品を扱う店舗

■所在地:江蘇省南京市玄武区新伊汽配城

南京市玄武区紅飾汽配城

②参加者

執行当局:南京市TSB玄武分局稽查大隊 大隊長:許 旭紅氏

南京市TSB玄武分局稽查大隊 副大隊長:符 彪氏南京市TSB玄武分局稽查大隊 主任:陳 躍強氏

南京市TSB玄武分局稽查大隊 鄧 月氏 南京市TSB玄武分局稽查大隊 胡 立娟氏

新伊、紅飾汽配城所在地役所 科長:高 新民氏

新伊汽配城 総経理:李 宝玉氏

上海IPG側:本田技研工業(中国)投資有限公司 加藤 秀司氏、孫 傑氏

豊田汽車技術中心(中国)有限公司 竹市 博美氏、 紀 年芳氏

マツダ株式会社北京代表処 水嶋 浩治氏

日産(中国)投資有限公司 裴 軍氏

ジェトロ上海センター 宮原貴洋氏、王 婷婷氏

③案件概要

8月中旬、玄武分局より、マツダ社、本田社、トヨタ社および日産社に対し、同局が南京市新伊 汽配城において以前から実施している市場整頓活動の一環として、TSB-権利者共同での市場検 査活動の実施について打診があった。これを受け、9月8日(木)に、マツダ社、本田社、トヨタ 社およびジェトロ上海センターが同局を訪問し、共同での検査活動の内容を検討し、検査活動を 9月21、22日に実施する運びとなった。

④ 当日のスケジュール

	13:30-14:00	玄武TSBにて事前打ち合わせ
9月21日	14:30-16:30	新伊汽配城内4社の製品を取り扱っている店舗に対し、 検査・取締実施
	16:30-17:30	玄武TSBにて押収した模倣品のチェック、押収記録等作成
9月22日	9:00-9:30	玄武TSBにて事前打ち合わせ
		紅飾汽配城内マツダ、日産社の製品を取り扱っている 店舗に対し、検査・取締実施
	10:00-12:00	新伊汽配城内ホンダ、トヨタ社の製品を取り扱っている 店舗対し、検査·取締実施
	13:30-14:30	玄武TSBにて押収した模倣品のチェック、押収記録等作成

5成果

二日間の検査活動により、マツダ社、本田社および日産社の模倣品が発見され、権利者による鑑定後、押収された。摘発行動が終了した後、全ての模倣品が玄武TSBまで運ばれ、封印された。摘発対象となった店舗に対しては、同局より再度の指導もなされ、再犯抑止も含めた効果的な活動を構築できた。

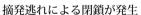
6課題

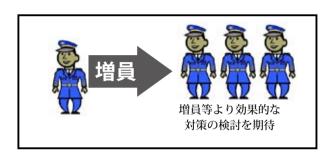
玄武分局は摘発対象への再指導等、再犯防止を見通した対応をしており、権利者にとっては非常に心強いものであった。また、権利者が市場検査に同行することで、正確かつ迅速にレイドを進めることができ、効率性の高い活動となった。

課題としては、執法人員が少なかったため、実際に検査できた店舗に限りがあったこと、また、 検査開始後に4社のブランドを扱っている店舗が摘発逃れで相次いで店舗入口を閉鎖してしまっ たため、検査ができなかったことが挙げられる。今後は人員の増員や摘発逃れを目的とする閉鎖 への対策方法の検討が期待される。

その他にも、今後協力を進めていく上でより一層の効率化と円滑化を図るため、鑑定の実施方法 など実施手段の調整、模倣品の定義などについて当局と権利者と共通認識醸成が必要になるとの 認識を共有した。







⑦侵害品写真(一部)

不正看板を使用している店舗







鑑定現場





押収された模倣品





第4章 2009年度活動総括

.2009 年度、「劣悪模倣品からの決別」をテーマに、フォーラムの枠組みにおいて実施された諸活動の状況、今後に向けての総括は、次のとおりである。

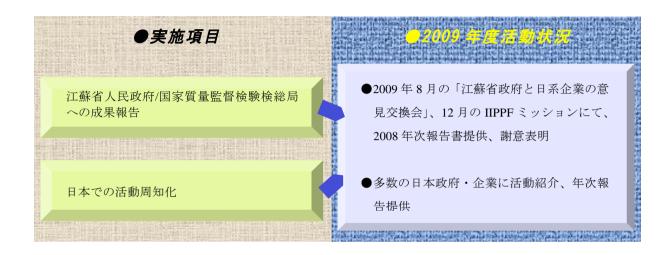
1)活動状況の確認

各目標ごとの2009年度活動状況は以下の通りであった。

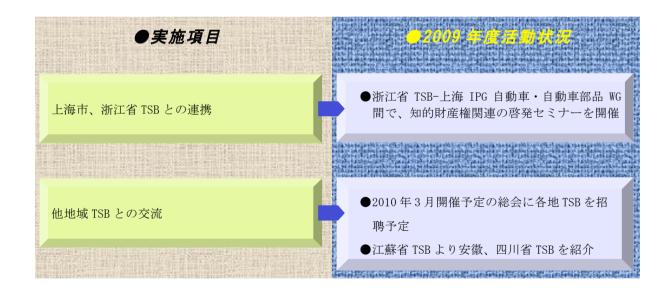
(1) 知財重視の雰囲気形成



(2) 理解促進・活動活性化



(3)地域・影響力拡大



2) 2010年度に向けた課題

2009年度は、前年度に継続して「雰囲気形成」「理解促進・活動促進」「地域・影響力拡大」の3点を目標に取組を行い、特に新規スキームの構築および活動に用いる素材の制作に注力した。その結果、いくつかの活動スキーム、ツール・素材が完成した。2010年度はこれらを活用して、目に見える効果を挙げるとともに、有効性を検証していくかが全体を通じた課題となる。

また、江蘇省以外の地域との交流の継続・拡大に関して、従来の交流地域では各種活動を通じて活動の活性化をはかり、必要に応じて交流地域の拡大についても推進していく。華東地域TSBとの交流においては、手段、枠組みなどを検討し、活動の効率化、円滑化に努める。

(1) 知的財産権を重視する雰囲気の形成

安全性ビデオ

今年度完成した安全性ビデオの積極的な活用が重要となる。2010 以降、「どれくらいの人に見てもらったか」ということを指標の一つとして、両者で活用に努める。

代理店活用による摘発

現在調整中の備忘録を速やかに締結し、本活動を促進することが必要となる。 2009 年度は実行可能性を把握すべく試験的に取組を行ったが、2010 年度は摘発成功数を 指標に成果の積み重ねをはかる。

・ブラックリスト

- ⇒可能な範囲で銀行など金融機関へ情報提供し、信用度を低下させるなど、"企業信用" への反映を目指す。
- ⇒リスト掲載企業に定期的な検査を実施するなど対象工場等の模倣品生産販売意欲を 剥ぎ落とすことを目的として、リストを活用する。

再犯重罰化

江蘇省の既存規定を用い、再犯者に対する重罰を徹底し、模倣行為の抑止効果 を高めるよう努める。

各種セミナー

これまでに実施した真贋識別セミナーへの延べ参加者数は 500 人近くに上る。来年度 は当該セミナーの効果検証や、テーマを決めた意見交換を実施し、更に認識・知見共 有をはかる。

・ポケットブック

全国 TSB への配布も視野に入れ、可能な限り多くの対象に配布する。また、有用性に 関する検証方法も検討し、同時あるいは追って作業を進められるよう尽力する。

(2) フォーラムへの理解促進

2009年度は省人民政府-日系企業との意見交換やIIPPFミッションでの総局への報告書提出など、複数の機会を通じフォーラム活動の成果報告、今後の協力要請を行った。2010年度はこれまで以上に機会を利用して活動の意義を江蘇省内外にアピールする必要がある。

(3)活動の活性化、地域の拡大

2009年度には、新たに安徽省、四川省との交流を開始した。2010年度は、従来の交流地域との間で、真贋識別セミナーの開催、ブラックリスト掲載事業者向けの啓発活動、摘発活動等を展開・継続するとともに、必要に応じ更に交流地域の拡大をはかる。華東地域TSBとの交流においては、その手段、枠組みなどについても検討し、更なる活動の効率化、円滑化に努める。

3) 2010年度活動計画

(1)活動の概要

2010年度は、2008年度に決定した活動計画遂行の3年目にあたり、中期的な観点からは、同計画遂行の区切りの時期と位置付けられ、活動の成果を一旦整理し、目標の達成度を検証することが求められる。

一方で、従来の活動により、フォーラム活動に用いる素材やスキームは充実度を増しており、 今後は蓄積した各種インフラを如何に活用するかが重要となっている。

そこで、2010年度は、これまでの蓄積を円滑かつ効果的に活用し、当初目的の達成度を検証できるよう、目に見える成果を創出することを主眼に各種活動を展開する。

(2)活動テーマ、達成目標

前年度までのテーマ、目標を踏襲。実施項目ごとに目に見える成果の創出を具体的目標として 設定する。

(3) 具体的目標と具体的実施スケジュール

2010年度の実施項目及び具体的実施スケジュール(案)は次ページの通り。

▲2010年度実施項目と具体的実施スケジュール(案)

目 標

①知財重視の雰囲気形成

実施項目

劣悪模倣品の危険性関連ビデオの活用

代理店からの情報に基づく摘発活動

内容 (具体的目標)

- ●他地域 TSB への提供
- ●中国での TV 放映 (江蘇省 TV 等)
- ●中国内イベントでの放映
- ●備忘録の締結
- ●申立に基づく摘発の実施(10件以上)

2010年

①ビデオ完成

②フォーラム総会で放映

- ①備忘録締結、対外広報
- ②フォーラム総会で説明

2010年 4~6月

①江蘇省 TSB から他省 TSB・TV 局 等へ提供 ①案件発生ごとに対応

②処理結果に関する情報共有

2010年 7~9月 ②ジェトロ HP への掲載開始

③中国・日本の各種イベント等で放映

2010年 10~12月

- ①中国・日本の各種イベント等で放映
- ②放映実績の確認整理

- ①案件発生ごとに対応
- ②年間実績の整理

年次報告書作成

目 標

①知財重視の雰囲気形成

実施項目

真贋識別セミナー/テーマ別意見交換

ブラックリスト等活用

内容 (具体的目 標)

- ●必要に応じ再度真贋識別セミナー開催
- ●テーマ別意見交換会の開催
- ●ブラックリスト掲載情報の企業信用 への反映
- ●ブラックリストに基づく摘発
- ●再犯重罰規定の適用、提供者との情報

両者間で新規イベントのテーマ、従 来セミナーの効果等確認検討(アン ケート等)

江蘇省 TSB と提供者との間でブラックリ ストの活用方法を検討

2010年 4~6月

検討結果に則り、真贋識別セミナー/ 意見交換等を準備/実施

検討結果に従って、ブラックリスト

2010年 各種イベントの開催/効果等につい て情報収集整理

を活用したプロジェクト等を展開

7~9月

2010年 10~12 月 各種イベントの結果整理

年間実績の収集整理



②理解促進·活動活性化 目 標 ①知財重視の雰囲気形成 江蘇省人民政府、 ポケットブックの配布活用 実施項目 テーマ別意見交換 質監総局への成果報告 ●重要テーマに関す ●2009 年次報告書の配布 ●他地域への配布 内容 (中日政府部門、企業向け) る意見交換(2回以上) (具体的目 (10省以上) ●満足度アンケート 標) (全配布先から回収) ①ポケットブック完成 詳細スケジュール検討中 ②フォーラム総会で配布 江蘇省 TSB、IPG 各々から他 ■江蘇省人民政府、中央政府等との交流機会を利 2010年 省 TSB 等へ提供(受取先での 用して、2009年次報告書提供、今後の協力要請 4~6月 活用等確認) ■日本政府部門、企業に、同報告書を配布、今後 の協力要請 2010年 7~9月 各地での活用有無、利便性 2010年 等の情報収集整理

年次報告書作成

10~12月

目 標 ③地域·影響力拡大 他地域 TSB への活動紹介 長江デルタ TSB との連携強化 実施項目 内容 ●江蘇省 TSB・IPG・ジェトロ上海事業 要再検討 等を通じ紹介 (政府部門10箇所以上) (具体的目 ①江蘇省 TSB・IPG・ジェトロ上海事業等 を通じ、機会のあるごとに外部に紹介 2010年 4~6月 ②長三角 TSB と上海 IPG 運営幹事会との間 で必要に応じ、会議を開催 ③長三角 TSB 会議において、上海 IPG 代表 が従来の成果を報告 2010年 7~9月 2010年 年間実績の整理等 10~12月

年次報告書作成

▶▶▶ 付属資料①

江蘇省 TSB—上海 IPG ブランド保護連携フォーラム 定款

第一条 目的

江蘇省質量技術監督局―上海日本IPGブランド保護連携フォーラム(以下、連携フォーラムという)は、江蘇省質量技術監督システム検査部門、上海日本IPGメンバーの関係企業との共同で構成され、その目的は質量技術監督部門と日系企業とのブランド保護の面における協力を強化し、市場経済秩序を確立することにある。

第二条 趣旨

- 1.江蘇の経済発展及び日系企業の中国における発展のため、日系企業の江蘇省における経済交流、協調及び協力を推進し、対話及び経済連携を強化する。
- 2. 江蘇省質量技術監督部門と日系企業のために、ブランド保護、模倣品製造・販売取締などの面における問題を共同で相談するための対話の場を提供する。
- 3.連携フォーラムに参加した江蘇省質量技術監督部門と日系企業が構築したネットワームを活用して、連携フォーラムメンバー間、またメンバー以外の日系企業との間でのブランド保護活動を支援する。

第三条 活動範囲

- 1.定期的会合、セミナー及びその他の具体的事例に関する検討会を開催し、ブランド保護、模倣品製造・販売取締など重要な問題を議論する。
- 2. 江蘇省地域の経済発展に影響を与える関係日系企業ブランド保護問題の動向を調査する。
- 3.質量技術監督部門と日系企業との間で模倣品に関する情報の交換を行う。
- 4. 真贋製品識別トレーニングを実施し、ブランド保護の方法及び技術での情報交流を行い、模倣品取締業務のために必要な専門的支援を行う。
- 5.積極的に広報活動を展開し、消費者に対して教育を行う。
- 6.提携フォーラムにより構築したネットワームを通じて、質量技術監督部門と日系企業間での連絡を強化する。
- 7. その他のブランド保護に役立つ活動を展開する。

第四条 連携フォーラムメンバーの権利

- 1.連携フォーラムの活動に参加すること
- 2.連携フォーラムの活動に対する提案
- 3.連携フォーラムが提供する情報の取得及び連携フォーラムの情報データベースの優先

利用

- 4.連携フォーラムでの特定問題に関する検討会等の開催の依頼
- 5.連携フォーラムにより構築するネットワームを通じての、情報・支援の依頼及び提供
- 第五条 連携フォーラムメンバーの義務
 - 1.連携フォーラム定款及び関係規定を遵守すること
 - 2.連携フォーラムの決議を執行すること
 - 3.連携フォーラムイメージと合法的権利を維持・保護すること
 - 4. 積極的に連携フォーラムに真実かつ信頼に足る資料及び情報を提供すること
 - 5. 連携フォーラムが規定したその他の関連義務を遵守すること
- 第六条 連携フォーラムメンバーは、連絡者制度を使って連絡を行う。
- 第七条 連携フォーラムメンバー代表総会は毎年少なくとも1回開催し、江蘇省質量技術監督局、 上海日本IPGが共同で開催する。
- 第八条 連携フォーラムメンバーが連携フォーラムから脱会するときは、書面で連携フォーラム に通知し、かつメンバーの証明書類を返還しなければならない。
- 第九条 連携フォーラムメンバーに、中華人民共和国法律法規に重大に違反する行為がある場合、 または本定款に重大に違反する行為がある場合、除名する。
- 第十条 本定款の解釈権は連携フォーラムに属す。
- 第十一条 本定款は連携フォーラム設立総会での決議をもって発効する。

代理店等からの情報に基づく申立フォーマット

申立書

7	-	4	١
ı	夗	ブロ	1

江蘇省質量技術監督局稽查処

南京市北京西路 16 号蘇州大厦 (FAX: 025-85012066)

【権利者概要】				
社名:	担当者名	:		
住所:				
電話:	FAX:			
E-mail:				
【申立事項】				
請求事項:				
申立理由:				
【発見状況】				
日時:	数量:			
商品種別・商品名 (型番):				
場所/連絡先:				
発見者:				
状況:				
【写真撮影時の留意点】				
撮影対象とする部分(写真貼付)		説明:		
※鑑定作業のため、TSB からの写真提供を	を要請する			
部分です。商品(被疑品)のどの部分の	の写真があ			
れば鑑定可能かをご指定ください。				
			権利者名	

署名(担当者)

※社印を押印してください

上海 IPG ご紹介

①上海IPG (知的財産権問題研究グループ)とは

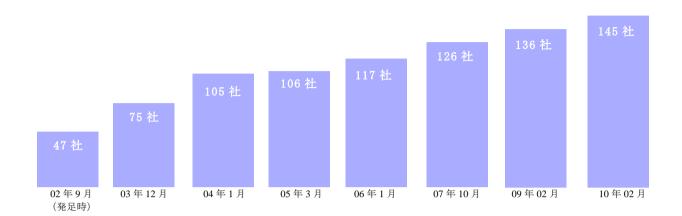
上海IPGとは、深刻さを増す模倣品・海賊版といった知的財産権侵害問題の対処するため、北京IPGの次に、2002年9月に上海において発足した民間組織である。発足された当時、参加メンバーが47社(日系企業)・団体しかなかったが、その後、活動範囲は徐々に拡大し、メンバー数が2010年2月現在、145社・団体にまで増えている。

②IPG活動理念

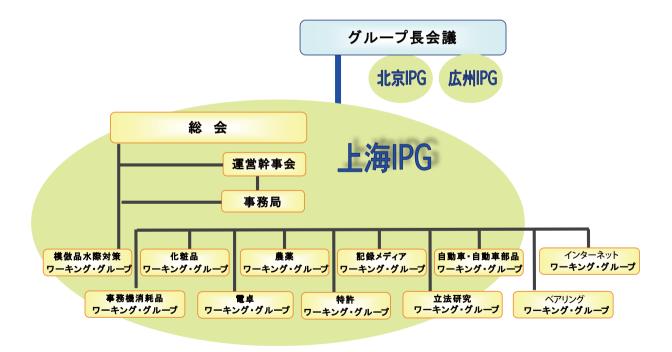
IPGは、参加する企業/団体のビジネス活動最前線である中国の現場において、全てのメンバー企業/団体が主体となり、各々が有する知的財産権の保護のみならず、中国の経済発展と全世界の消費者保護のため、積極的に知的財産に関する課題の解決に取り組み、更なる中日関係の構築を目指す。



③上海IPGメンバー企業数の推移



④上海IPG組織図



⑤ワーキンググループ活動

上海IPGでは、メンバー企業数の増加に伴うニーズの多様化に対応し、個別の問題・関心に基づいた活動を効率的、効果的に実行するため、2007年度より業界別ワーキンググループを発足した。いま、模倣品水際ワーキング・グループ、特許ワーキング・グループ、立法・研究ワーキング・グループ、付加ープ、インターネット・ワーキング・グループ、農薬ワーキング・グループ、自動車・自動車部品ワーキング・グループ、化粧品ワーキング・グループ、事務機消耗品ワーキング・グループ、記録メディアワーキング・グループ、電卓ワーキング・グループ、ベアリング・ワーキング・グループ、といった11のワーキング・グループをもっており、様々な活動を実施している。

●ワーキンググループ活動の模様





▲広東省TSBと自動車・自動車部品WGとの会議



▲浙江省MOROとの電卓模倣品対策に関する交流会議



▲山東省TSBと農薬WGとの農薬模倣品対策に関する交流会議



[発行]

ジェトロ上海センター 知識産権部 TEL:021-6270-0489 FAX:021-6270-0499

2010年3月15日発行 禁無断転載

本冊子は、ジェトロ上海センター知識産権部が2010年3月15日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。